除草業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（総則）

第１条　本業務は，本仕様書によるほか，本仕様書に定めのない事項については，「徳島県土木工事共通仕様書令和６年７月」によるものとする。

（現場責任者）

第２条　受注者は，「現場責任者届」を契約後７日以内（７日以内に現場作業を開始する場合は，作業開始の前日まで）に監督員へ提出し，確認を受けなければならない。なお，この「現場責任者届」の提出後，その内容を変更しようとする場合は，監督員と協議しなければならない。また，監督員との協議により変更が認められたときは，変更日から７日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し，確認を受けなければならない。

２　受注者は，前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1)　現場責任者と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいう（在籍出向者や派遣社員は含めない）。

＜恒常的な雇用関係＞

一定の期間にわたり勤務し，日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

(2)　資格が，建設業法第７条第２号ハ及び第１５条第２号イ，ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを，建設業法第７条第２号イ，ハ及び第１５条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（業務工程表）

第３条　受注者は，契約後７日以内（７日以内に現場作業を開始する場合は，作業開始の前日まで）に，設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し，監督員に提出しなければならない。

２　受注者は，契約変更時の残期間が３０日未満となる場合，工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について，監督員への提出を省略することができる。ただし，監督員から提出の指示がある場合については，省略することができない。

（交通誘導警備員）

第４条　本業務においては，交通整理の必要日数として，０日を見込んでいる。配置人員として，交通誘導警備員Ａを合計０名（交替要員〔有・無〕），交通誘導警備員Ｂを合計０名（交替要員〔有・無〕）見込んでいるが，警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

（業務中の安全確保）

第５条　受注者は，土木工事安全施工技術指針（平成 21 年国官技第 333 号），建設機械施工安全技術指針（平成 17 年国官技第 333 号，国総施第 190 号）を参考にして，常に業務の安全に留意し，現場管理を行い，災害の防止を図らなければならない。ただし，これらの指針は，当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２　受注者は，建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年建設省経建発第 1 号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

３　受注者は，機械除草を行うときは，建設機械施工安全マニュアル（平成 22 年 4 月国土交通省総合政策局建設施工企画課）に記載されている除草工の安全確認チェックシート等を活用して，除草作業時の現場での作業チェック・確認を行い，災害の防止に努めなければならない。監督員から記録した資料の請求があったときは，ただちに提示しなければならない。

４　受注者は，維持業務に使用する建設機械の設定，使用等について，設計図書により建設機械が指定されている場合は，これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし，より条件に合った機械があるときは，監督員の承諾を得て，それを使用することができる。

5　受注者は，業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は，その区域に，柵，立入禁止の表示板等を設けなければならない。
6　受注者は，業務期間中，安全巡視を行い，業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。
7　受注者は，業務着手後，作業員全員の参加により月当たり，半日以上の時間を割当て次の各号から実施する内容を選択し，作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
(2) 本業務内容等の周知徹底
(3) 業務安全に関する法令，通達，指針等の周知徹底
(4) 当該業務における災害対策訓練
(5) 「造園安全衛生管理の手引き」（一般社団法人日本造園建設業協会），「造園工事業の安全作業手順」，「造園工事者のための危険性・有害性等の調査標準モデル」（建設業労働災害防止協会）の周知徹底
(6) 当該業務現場で予想される事故対策
(7) その他，安全・訓練等として必要な事項
8　受注者は，業務着手前に業務の内容に応じた安全教育，安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また，監督員が特に指示する場合には，監督員に提出しなければならない。
9　受注者は，安全教育，安全訓練等の実施状況について，「安全訓練等実施報告書」により，監督員に提出しなければならない。
10　受注者は，災害発生時においては，第三者，作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし，応急措置を講じるとともに，直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

（現地踏査）

第６条　受注者は，業務の着手前又は着手中の現地踏査に際して，道路施設の管理上の問題点及び第３者に影響を及ぼす異常を発見した場合は，直ちに監督員に報告しなければならない。

（後片付け）

第７条　受注者は，業務の完了に際して，一切の受注者の機器，余剰資材，残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに，現場及び業務にかかる部分を清掃し，整然とした状態にしなければならない。

（事故報告書）

第８条　受注者は，業務の履行中に事故が発生した場合には，直ちに監督員に通報するとともに，監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに，提出しなければならない。

（諸法令の遵守）

第９条　受注者は，当該業務に関する諸法令を遵守し，業務の円滑な進捗を図るとともに，諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

（地域住民等への対応）

第１０条　受注者は，業務の実施に当たり，地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
２　受注者は，地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり，受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
３　受注者は，業務の履行上必要な交渉を，自らの責任において行わなければならない。また，交渉に先立ち，監督員に連絡の上，これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

（施工管理等）

第１１条　作業における状況写真は，作業前，作業中及び完了時を同じ場所，同じ方向から撮影するものとし，作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。
２　業務看板，保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影しておくこと。
３　道路除草については，草の刈り取り高さについても，撮影しておくこと。

４　撮影頻度，撮影項目等については，契約締結後に監督員が指示する。
５　各回における作業の完了時には，監督員の立会を受けること。
（道路除草における一般事項）
第１２条　草刈機による除草作業に当たっては，次の項目に留意すること。
(1) 事前に現地調査を実施し，既設構造物の位置を確認するとともに作業に支障となる物件の撤去や目印の設置を行うこと。
(2) 作業箇所の移動を考慮に入れ，作業箇所の区分割を計画すること。
(3) 作業箇所周辺の駐車車両については，作業中は移動してもらうよう，事前に依頼すること。
(4) 作業指揮者や監視員を配置して，作業全体の指揮・監視を行うこと。
(5) 作業開始前には，作業指揮者又は監視員，作業員及び交通誘導警備員の間で作業手順や役割分担の再確認をすること。
(6) 作業員はヘルメット，防護メガネ，手袋，安全ベスト等を着用し，安全な作業に努めること。
(7) 草の刈り取りについては地際からとし，刈りむらのないように均一に刈り取りとること。
(8) 法面での草の刈り取りについては，表土の流出を防止するため，表面が露出しないように刈り高に注意すること。
(9) ガードレール支柱等の道路施設付近での除草時，または，樹木付近での除草時には施設や樹木に損傷を与えないように刈り取りし，必要であれば手刈りや抜き取ること。
(10) 補助刈り等も含め，刈り残しがないように除草すること。
（猛暑期間における現場施工回避(早期・夜間施工)）
第１３条　本業務は、「猛暑期間における現場施工回避(早期・夜間施工)」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避(早期・夜間施工)」に係る試行要領」を適用する。
(1) 猛暑期間における現場施工回避(早期・夜間施工)の対象期間は、５月１日から１０月３１日までとする。
(2) 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
(3) 現場施工回避(早期・夜間施工)は承諾を前提とし、早期・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避(早期・夜間施工)」に係る試行要領
徳島県 HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/

令和　　年　　月　　日

殿

受注者　住所
氏名　　　　　　　　　　　　　　印

現場責任者届

業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので，届け出ます。

氏　名 （生年月日）	（　　．　　．　　生）	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 （取得資格があれば）		

※１　現場責任者と受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係をいう（在籍出向者や派遣社員は含めない)。

＜恒常的な雇用関係＞

一定の期間にわたり勤務し，日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

※２　取得資格等がある場合は，以下の⑴，⑵について記入及び添付をすること。

⑴ 取得資格等の欄には，建設業法第７条第２号イ，ロ，ハ及び第１５条第２号イ，ロ，ハのうち該当するものを記入すること。

⑵ 資格が，建設業法第７条第２号ハ及び第１５条第２号イ，ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを，建設業法第７条２号イ，ロ及び第１５条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。